

令和2年度における

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障関係経費

【歳入】

(単位:千円)

項目	予算額
地方消費税交付金	109,000
うち社会保障財源化分	44,000

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名	予算額	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
社会福祉	高齢者福祉事業	18,928	15,127	3,801
	児童福祉事業	80,851	69,080	11,771
	障がい者福祉事業	172,726	123,049	49,677
	母子福祉事業	4,864	832	4,032
	小計	277,369	208,088	69,281
社会保険	国民健康保険事業	56,387	25,468	30,919
	介護保険事業	85,330	2,644	82,686
	後期高齢者医療保険事業	71,576	12,447	59,129
	国民年金事業	67	67	0
	小計	213,360	40,626	172,734
保健衛生	ひとり親家庭医療給付事業	1,539	778	761
	乳幼児医療給付事業	3,593	1,735	1,858
	予防事業	24,542	1,971	22,571
	診療所事業	119,168	10,000	109,168
	小計	148,842	14,484	134,358
合計	639,571	263,198	376,373	
	一般財源のうち地方消費税交付金(社会保障財源化分)			44,000

この表は、改正地方税法第72条の116第2項(地方消費税の用途)の規定により、増収となる地方消費税交付金の用途については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされているため、その経費を明示したものである。

※社会保障4経費その他社会保障施策

社会保障4経費・・・子ども・子育て、医療、介護、年金に係る経費

その他社会保障施策・・・社会福祉・社会保険・保健衛生

「社会福祉」・・・児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉など

「社会保険」・・・国民健康保険、介護保険、年金など

「保健衛生」・・・医療、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など